

○高石市こどもの医療費の助成に関する条例

平成5年9月24日

条例第10号

(平23条16・平26条24・改称)

改正 平成6年9月22日条例第17号
平成6年9月22日条例第18号
平成7年3月22日条例第3号
平成10年12月16日条例第17号
平成11年9月29日条例第11号
平成12年12月15日条例第25号
平成16年9月30日条例第13号
平成18年6月27日条例第13号
平成18年9月27日条例第19号
平成23年12月9日条例第16号
平成24年6月22日条例第15号
平成26年3月18日条例第8号
平成26年12月10日条例第24号

高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例（昭和48年高石市条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの健やかな成長に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

（平23条16・平26条8・平26条24・一改）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 満15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

（平6条18・平12条25・平16条13・平23条16・平26条8・平26条24・一改）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されているこどもとし、次のとおり区分する。

- (1) 満12歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者
- (2) 満12歳に達した日以降における最初の4月1日から満15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。ただし、第3号又は第4号に該当する者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下同じ。）の助成を受けることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年高石市条例第21号）により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高石市条例第10号）により医療費の助成を受けることができる者

（平6条17・平10条17・平16条13・平18条19・平23条16・平24条15・平26条8・平26条24・一改）

（助成の範囲）

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。ただし、前条第1項第2号に該当する者に係る医療費の助成は、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、食事の提供たる療養に係るものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われたとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（平6条18・平10条17・平12条25・一改、平16条13・全改、平18条19・平23条16・平26条8・一改）

（助成の適用等）

第5条 前条の助成は、対象者の出生の日（新たに住民となった者についてはその日）から行うものとする。

2 前条の助成のうち入院に係る助成の対象となる期間は、当該対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始期又は終期は、当該各号に定める日とする。

- (1) 入院している対象者が当該入院中に本市に住所を有することとなった場合における助成の始期は、当該住所を有することとなった日とする。
- (2) 入院している対象者が当該入院中に本市に住所を有しなくなった場合における助成の終期は、当該住所を有しなくなった日とする。
- (3) 入院している対象者が満15歳に達した場合における助成の終期は、満15歳に達した日以降における最初の3月末日とする。ただし、当該入院が継続している場合に限る。

(平23条16・平26条8・一改)

(申請)

第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、次の各号の定めるところにより申請しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者に係る申請者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、第9条第1項ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- (2) 第3条第1項第2号に該当する者に係る申請者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(平11条11・一改、平16条13・全改、平23条16・平26条8・一改)

(医療証の交付及び助成の決定)

第7条 市長は、前条第1号本文の規定による申請があったときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

2 市長は、前条の規定による申請（前項の申請を除く。）があったときは、その内容を審査し、速やかに支給するか否かを決定する。

(平7条3・平11条11・平16条13・平26条8・一改)

(医療証の提示)

第8条 前条第1項の規定により医療証の交付を受けた者が市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(平7条3・全改)

(助成の方法)

第9条 第3条第1項第1号に該当する者に係る医療費の助成は、市長が契約医療機関等に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請者に支払うことにより同号に該当する者に係る医療費の助成を行うことができる。

2 第3条第1項第2号に該当する者に係る医療費の助成は、助成額を申請者に支払うことにより行う。

(平7条3・一改、平11条11・平16条13・全改、平23条16・平26条8・一改)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 申請者は、対象者の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速かに市長に届け出なければならない。

(平11条11・一改)

(届出義務)

第11条 申請者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(平11条11・一改)

(譲渡等の禁止)

第12条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(平11条11・一改)

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた医療費の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平11条11・全改)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平11条11・全改)

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行し、同日以降の医療費から適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月22日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療費について適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月22日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月22日条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月16日条例第17号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定、第3条中高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の改正規定、第7条中高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の改正規定及び第8条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の改正規定（「若しくは組合員」を「、組合員若しくは加入者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年9月29日条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第4条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第2号の改正規定は公布の日から、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第1項後段の改正規定は平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第13号）

改正 平成18年6月27日条例第13号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）の規定による対象者である者については、施行日から平成17年7月31日又は当該対象者が70歳に達する日の属する月の末日のいずれ

か早い日までの間に限り、第1条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例の対象者とみなす。

- 4 旧老人医療条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定を適用する場合においては、旧老人医療条例第2条第1項第1号中「減免されている場合」とあるのは「減免されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額（税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円以下の者を含む。）」と、「課されている場合」とあるのは「課されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、「課されることとなる場合」とあるのは「課されることとなる場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」とする。

（平18条13・追加）

附 則（平成18年6月27日条例第13号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第19号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日条例第15号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月10日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

○高石市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成 5 年 9 月 27 日

規則第 18 号

(平 24 規 2 ・ 平 27 規 2 ・ 改 称)

改正 平成 6 年 9 月 30 日規則第 19 号

平成 7 年 3 月 29 日規則第 18 号

平成 9 年 8 月 29 日規則第 13 号

平成 9 年 10 月 1 日規則第 15 号

平成 11 年 3 月 25 日規則第 14 号

平成 11 年 12 月 29 日規則第 31 号

平成 13 年 3 月 15 日規則第 4 号

平成 16 年 10 月 29 日規則第 25 号

平成 18 年 5 月 1 日規則第 13 号

平成 18 年 9 月 29 日規則第 20 号

平成 19 年 6 月 11 日規則第 13 号

平成 24 年 1 月 25 日規則第 2 号

平成 26 年 4 月 30 日規則第 12 号

平成 27 年 1 月 27 日規則第 2 号

高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年高石市規則第 2 号の 2）
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高石市こどもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年高石市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平 24 規 2 ・ 平 27 規 2 ・ 一 改）

（社会保険各法）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項ただし書に規定する市長が別に定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（平 9 規 15 ・ 平 11 規 14 ・ 平 16 規 25 ・ 一 改）

（一部自己負担額）

第 2 条の 2 条例第 4 条第 1 項に規定する一部自己負担額は、病院、診療所及び施術所（以下「医療機関等」という。）ごとに 1 日につき 500 円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項の当該者が負担することとなる額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該者が同一の月に同一の医療機関等において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関等とみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関等において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関等について受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 7 前項の助成を受けようとする者は、こども医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（平16規25・追加、平18規13・平24規2・平27規2・一改）

（申請方法）

第3条 条例第6条第1号本文の規定による申請は、こども医療証交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
 - (2) こどもの生計を維持する保護者の所得の額を明らかにすることができる書類
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 2 条例第6条第1号ただし書の規定による申請は、こども医療費助成支給申請書（様式第3号）及びこども食事療養費助成支給申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 次条に規定するこども医療医療証
 - (2) 当該対象者について条例第4条第1項本文に規定する給付が行われたことを証明する書類
 - (3) 前号の給付につき当該対象者の負担した額が明らかとなる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 条例第6条第2号の規定による申請は、こども医療費助成支給申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 当該対象者について条例第4条第1項ただし書に規定する給付が行われたことを証明する書類
 - (2) 前号の給付につき当該対象者の負担した額が明らかとなる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

（平6規19・平7規18・平11規14・一改、平11規31・平16規25・全改、平18規13・平24規2・平26規12・平27規2・一改）

(医療証の様式等)

第3条の2 条例第7条に規定する規則で定める医療証は、こども医療医療証(様式第5号。以下「医療証」という。)とする。

2 医療証の有効期限は、満12歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでとする。

3 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期限が満了したとき、又は資格要件が消滅したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(平16規25・追加、平18規13・平24規2・平26規12・平27規2・一改)

(医療証の再交付申請)

第4条 医療証の交付を受けている者は、医療証を破損、汚損又は紛失したときは、こども医療証再交付申請書(様式第6号)によりその再交付を申請することができる。

2 医療証を破損又は汚損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添付しなければならない。

3 医療証の交付を受けている者が、医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平7規18・一改、平11規31・旧4条一改・繰上、平24規2・平27規2・一改)

(助成方法の特例)

第5条 条例第9条第1項ただし書に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法の規定により受給者に係る保険外併用療養費、療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(2) 社会保険各法の規定により受給者に係る保険外併用療養費、療養費又は家族療養費が支給されたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

(平11規31・追加、平13規4・平16規25・平18規13・平18規20・平24規2・平26規12・一改)

(支給決定通知等)

第6条 市長は、第3条第2項又は第3項の申請があったときは、こども医療費支給の適否を審査し、こども医療費助成支給(不支給)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(平11規31・全改、平16規25・平24規2・平27規2・一改)

(届出事項)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 加入国民健康保険及び加入社会保険に変更が生じたとき。

(2) 条例第3条第2項に該当することとなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 申請者は、住所又は氏名の変更若しくは前項各号に掲げる事項が生じたときは、速やかにその内容、その事由が生じた年月日及び医療証の受給者番号を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(平7規18・旧8条繰上、平11規31・平16規25・一改)

(医療証の添付)

- 第8条 住所又は氏名の変更若しくは前条第2項の規定による届書（前条第1項第1号の事項に係る届書を除く。）は、医療証を添付しなければならない。ただし、医療証を添付することができない理由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(平7規18・旧9条一改・繰上、平11規31・一改)

(添付書類の省略等)

- 第9条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(平26規12・追加)

(補則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平7規18・旧10条繰上、平26規12・旧9条繰下)

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行し、同日以降の医療費の申請から適用し、同日前の医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第1条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2項の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、施行日以後に係る医療費から適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月29日規則第18号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日規則第13号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日規則第14号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定、第4条第1項第1号の改正規定、第8条第1項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）並びに第15条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第2条中高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号の改正規定並びに第11条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第3条中高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の改正規定、第3条第1号の改正規定並びに第8条第3号、第4号及び第6号の改正規定、第4条中高石市一部負担金相当額の助成に関する規則第2条第1項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）、第5条中高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定並びに第13条第3号の改正規定並びに第6条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の改正規定並びに第3条第2項の改正規定（「又は組合員証」を「、組合員証又は加入者証」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額の助成に関する規則、高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年12月29日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年3月15日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第25号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この規則による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 5 月 1 日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 9 月29日規則第20号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月11日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 1 月25日規則第 2 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月30日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高石市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 1 月27日規則第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条の2関係)

こども医療費助成一部自己負担額償還申請書

年 月 日

高 石 市 長 宛

申請者 (保護者)	住 所	高石市
	氏 名	印
	続 柄	TEL

下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。
なお、市町村民税の課税状況および健康保険加入状況を確認することを承諾します。

対象者 (こども)	住 所	高石市 丁目 番 号														
	ふりがな															
	氏 名															
	生年月日	年 月 日														
公 費 番 号									受給者番号							
保 険 者 番 号									保 険 者 名 称							
支払った一部自己負担額の合計									円							
償還を受ける額									円							
振込先 銀 行 信用金庫 農 協 () 本店 支店									預金 種目	口座番号						
									普通 当座	口座名義人(カタカナで記入)						

制度区分	大阪府	市単独
------	-----	-----

様式第2号(第3条関係)

こども医療証交付申請書

年 月 日

高 石 市 長 宛

申請者 (保護者)	住 所	高石市
	氏 名	
	姓 名	TEL

下記のとおり、こども医療証の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお以後、市町村民税の課税状況および健康保険加入状況を確認することを承諾します。

取 得 事 由	出生 転入 保険加入 他公費喪失 生保廃止 その他()	医療証取得年月日 年 月 日
------------	---------------------------------	-------------------

対象者 (こども)	住 所	高石市	丁 目	番 号			
	フリガナ				生 年 月 日	年 齢	男 女
	氏 名				年 月 日	歳	女

保護者	住 所	高石市	丁 目	番 号			
	フリガナ						
	氏 名						

対象者加入医療保険 (こども)	被保険者住所						
	被保険者氏名				保険種別	国保・協会・組合・船員・共済 日雇・国保組合・その他	
	記 号	番 号		保険者名称			
	保険資格取得年月日 年 月 日				保 険 者 番 号		
	被保険者との続柄				付加給付		有 無

※以下の項目は、記入していただくことなく結構です。

受給者番号							発行年月日	窓口・郵送	年 月 日
-------	--	--	--	--	--	--	-------	-------	-------

処理欄	医療証	台 帳	所 得

様式第3号(第3条関係)

こども医療費助成支給申請書

年 月 日

高 石 市 長 宛

申請者 (保護者)	住 所	高石市
	氏 名	印
	続 柄	TEL

下記のとおり医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、市町村民税の課税状況および健康保険加入状況を確認することを承諾します。

対象者 (子)	住 所	高石市						丁 目		番 号			
	フリガナ							生 年 月 日		年 齢		男 女	
	氏 名							年 月 日		歳			
対象者加入医療保険 (父・母)	被保険者住所												
	被保険者氏名								保険種別		国保・協会・組合・船員・共済 日雇・国保組合・その他		
	記 号				番 号				保険者名称				
	保険資格取得年月日 年 月 日								保 険 者 番 号				
被保険者との続柄								付加給付		有 無			
振込先 銀 行 本店 信用金庫 支店 農 協 ()								預金種別		口座番号			
								普通		口座名義人(カタカナで記入)			
								当座					
受給者番号								診療年月日		年 月 診療分			

※以下の項目は、記入していただくことなく結構です。

医療費総額	医療機関へ支払った額	高額療養費	家族療養付加給付金	一部負担金	助成額(支給額)

区 分	入院 ・ 外来	制度区分	大阪府	市単独
-----	---------	------	-----	-----

様式第4号(第3条関係)

こども食事療養費助成支給申請書

年 月 日

高石市長宛

申請者 (保護者)	住 所	高石市	
	氏 名	印	
	続 柄	TEL	

下記のとおり食事療養費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、市町村民税の課税状況および健康保険加入状況を確認することを承諾します。

対象者 (こども)	住 所	高石市		丁 目		番 号			
	フリガナ			生 年 月 日		年 齢		男 女	
	氏 名			年 月 日		歳			
対象者加入健康保険	被保険者住所								
	被保険者氏名				保険種別	国保・協会・組合・船員・共済 日雇・国保組合・その他			
	記 号		番 号		保険者名称				
	保険資格取得年月日 年 月 日				保 険 者 番 号				
	被保険者との続柄				付加給付		有 無		
振込先 銀 行 本店 信用金庫 支店 農 協 ()				預金 種別	口座番号				
				普通 当座	口座名義人(カタカナで記入)				
受給者番号								診療年月日	年 月 診療分

※以下の項目は、記入していただくことなく結構です。

医療費申請	有・無	医療証	こ ども ・ ひ と り 親 ・ 障 が い		
200円	×	食	=	円	助成金(支給額) 円
210円	×	食	=	円	
180円	×	食	=	円	

制度区分	大阪府	市単独
------	-----	-----

様式第5条(第3条の2関係)

(表)

こども医療		医 療 証						
公費負担者番号								
受給者番号								
対象者	住 所							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
発行機関名 及 び 印		大阪府 高 石 市 長						
交付年月日		年 月 日						

この証は、大阪府以外では使えません。

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。	
2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に加えてこの証を必ず窓口に提出してください。	
3 受給者の資格がなくなったとき又は有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに本市に返却してください。 なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費を本市に返還していただきますのでご注意ください。	
4 氏名、住所に変更があったとき又は加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、速やかにこの証を添えて本市にその旨を届け出てください。	
5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。	

様式第6号(第4条関係)

こども医療証再交付申請書

年 月 日

高 石 市 長 宛

住 所
申請者
氏 名
(対象者との関係)

破損
こども医療証を 汚損 したので、再交付を申請します。
紛失

対象者 (こども)	氏 名	性 別	生 年 月 日	受 給 者 番 号
			年 月 日	
住 所				
被保険者氏 名		加 入 医 療 保 険	保 険 者 名 称	
			記 号 番 号	

第 年 月 日

高石市長

月 日付で申請のありました医療費助成については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 額	円
支払予定日	
支払方法	
支払場所	

[illegible]

様式第1号（第2条の2関係）

（平18規13・追加、平24規2・平27規2・全改）

様式第2号（第3条関係）

（平7規18・全改、平11規14・平11規31・一改、平18規13・旧1号繰下、平24規2・平26規12・平27規2・全改）

様式第3号（第3条関係）

（平7規18・一改、平9規13・全改、平11規31・旧2号一改・繰下、平19規13・平24規2・平27規2・全改）

様式第4号（第3条関係）

（平24規2・平27規2・全改）

様式第5号（第3条の2関係）

（平18規13・追加、平24規2・旧4号繰下、平27規2・全改）

様式第6号（第4条関係）

（平7規18・平11規14・一改、平24規2・旧5号繰下、平26規12・平27規2・全改）

様式第7号（第6条関係）

（平24規2・全改・一改、平27規2・全改）